

1974年 11月15日現在繰越額	12,740
収入 (誌代およびカンパ)	61,000
支出 17号印刷費	45,000
同 発送費	3,435
通信費	2,250
振替手数料	1,520
年末の被処分教員救援カンパの 振替手数料=会負担、をふくむ	
支出小計	52,205
差引	8,795
1975年 7月15日現在繰越額	21,535
	以上

なお、本号の誌代として、例によって500円程度お送りねがえれば幸いです。

1975年 7月28日 5月3日の会・会計

五月三日の会通信

18

神戸から.....1
岡山から.....16
徳島から.....21
新潟から.....23
横浜・関東学院から.....36
松江・島根大学から.....40

1975. 7

神戸から

第四〇回公判調書 (抄)

被告事件名および
被告人氏名
建造物侵入 威力業務妨害 器物損壊 公務
執行妨害 建造物損壊 暴力行為等処罰に
関する法律違反

公判をした年月日
裁判所
裁判官
昭和五〇年四月二五日
神戸地方裁判所第三刑事部
松 下 昇 (出頭)
裁判長 山下鉄雄
検 察 官 楠井勝也

裁判所書記官
検 察 官
出頭した弁護士

木村 烈
石田 明
山下守英
河原昭文

証人 氏名

小林正光
年令 六〇歳(大正四年二月一二日生)
職業 神戸大学教授
住居 宝塚市月見山二丁目一八十四

速記録

事件番号 昭和四五年(サ)第五三〇号

証人氏名 小林正光

〔...〕
検 四四年の九月一日神戸大学の教養部B一〇九教室で行なわれた証人の化学の授業が被告人たちから妨害されたという事件は知っておりますか。

小 はい。

検 当日の証人の授業は何時限目の授業でしたか。

小 一時限目です。〔...〕

検 当日証人は何時ごろB一〇九教室に行かれましたか。

小 はっきり覚えておりませんが、数分前に教室の前あたりへ行き
ました。

検 そうすると授業の始まる午前九時の数分前ということですか。

小 ええ、そうです。

検 B一〇九教室付近の状況ですが、当時学生たちの姿は見えま
したか。

小 はい。

検 どのへんに何人ぐらいの学生たちの姿が見えたか答えて下さい。
小 はっきり覚えておりませんが、あの前の広場その他に数十人
たと記憶しております。

(…)

検 記憶喚起のために歩きますけれども、いわゆる玄関の広場付近
にヘルメットスタイル、ヘルスタイルの全共斗の人たちがさかん
にシユプレヒコールなどをしていたのを記憶しておりますか。

小 そう言われればそういう気がします。

(…)

検 証人はB一〇九号室の入口の付近まで行かれましたね。

小 はい。

(…)

検 その前付近へ行ってからじゃあ中にはいりましたか。どうです
か。

小 はいりません。

検 どういうわけで中にはいりませんでしたか。

小 付近の状況がとてはいれるような状況でないと判断したから
です。

検 B一〇九教室の中は見たんですか。

小 まあかいま戻った程度です。

(…)

検 その中を見たときに被告人の姿は見えませんか。

小 はい。

検 どのへんにいたんですか。

小 教壇の上のいたと記憶しております。

(…)

検 教壇の上のいた被告人はどういう動作をしてたんですか。

小 何か学生の席にむかって話しかけていたように思っております。

検 当時いわゆる受講生ですが、一般に授業を聴きに来た受講生は
何人ぐらい座っていたんですか。

小 およそ一〇〇名ぐらいと記憶しております。

検 松下被告人が教壇で話していることに対してその受講生でないよ
うな人が何人かいたかどうかは記憶ありませんか。

小 あります。(…)二〇名前後とだいたい思っております。

検 その二〇名前後の人はB一〇九号室のどのへんにいたんですか。

小 前のほうですか。

小 前のほうですか。

検 その松下被告人の話の内容は記憶にありますか。

小 ありません。

検 じゃあその前のほうにいた約二〇人ぐらいの人は、松下被告人
の話に対して何か反応は示していましたか。

小 一応、応答の形をしておりました。

検 応答といますと。

小 応答といいますが、話を聞いておるといいますか、そういうよ
うな形だろうか。(…)声は聞こえませんでした。

検 声は聞こえないというのは、何も言わないで、ただ聞いてるだ
けですか。

小 静かとは言えませんでした。

(…)

検 証人は中にはいって行って松下被告人に話しかけましたか。

小 話しかけました。

検 どういうことを言いましたか。

小 ……ここは私の担当の化学の授業であるから教室を明渡し
ていただきたいといった、そういったような趣旨だったと思います。

検 それに対して松下被告人は何か言っていましたか。(…)どう
いうことを。

小 わかりましたと。しかし返事はおとてあとからするとか、そう
いったことを言ったと記憶しております。

(…)

検 そのほかに何か(…)松下被告人が言ったことはありませんで
したか。

小 はっきり覚えておりませんが、この男がさっき話した男だうん
ぬんといった言葉だったと記憶しております。

検 それを聞いて証人は松下被告人に対して何か質問をしましたか。

(…)今話していた男だといわれてどういう意味か聞きましたか。

小 聞いたような記憶がありますが、はっきり覚えておりません。

検 証人は、今話していた男はこの男だということをどういふう
な趣旨に取りましたか。

小 これは私個人の考えですが、おそらく私が大学の発表したカリ
キュラムどおりにするそういう男だと思っただんじやなかろうかと
思います。

けですか。

小 そのへんがただ聞こえなかったのかもしれませんが、騒音で。

(…)

検 その後、証人はそのまま一〇九教室にはいったんですか。それ
ともその場からどこかへ行ったんですか。

小 はいれそうもないので運営委員のところに、執行部ですが、一
応帰ったと思っております。すぐはいらないで。

(…)

検 運営委員会が当時は何か門衛室というんですか、門衛所あたり
守衛室ですか、そこで待機してのような形でしたか。

小 はい。

(…)

検 その最初一〇九号教室に行ったときに中の様子を見たのはだ
いたい何分ぐらいですか。

小 数分間と思っております。(…)一〇分か二〇分ぐらいだと思
っております。

検 証人はその後再び守衛室からB一〇九号教室に行ったんですか。

小 参りました。

検 行って中にはいりましたか。

小 はい。

検 はいったときは松下被告人はいましたか。

小 いました。

検 どの位置で何をやっていたんですか。

小 前の教壇の上で前のほうにむかって話しかけていたと思
います。騒然

検 そのときの一〇九号教室の中の状況は静かだったんですか。騒然

小 騒然

小 騒然

小 騒然

小 騒然

小 騒然

検 証人が自分の授業する場所だから明渡ししてくれと言ったことでその後被告人はすぐに明渡ししてくれましたか。

小 明渡ししてくれませんでした。

検 証人はその場にずっといたんですか。

小 はい。

検 そうすると被告人が何か話を続けましたか。

小 何かいろいろと話をしていたと思っております。

検 どういうことを話したか記憶ありませんか。

小 ……まあ授業することの可否うんぬんといったことだろうと思っております。

検 そのほか細かいことは覚えていないですか。

小 まあ興奮しておったので詳しい記憶はあんまりありません。

検 じゃあ記憶喚起のために聞きますが、大学問題を討論したいと思うけれども君たちは自分と討論したいか、小林教授の講義を聞きたいか、学生にむかって言ってたかどうか記憶ありませんか。

小 そういうことを言ってた記憶はありません。

(…)

検 証人自身はそういった松下被告人の言った言葉に対して答はしたんですか。

小 ここでは私は化学の授業だからそういったことについてはそういう討論の余地はないと、そういう言葉を言ったと覚えております。

(…)

検 証人はその後その場にずっといたのか、どこかへ行きましたか。一度外へ出たと思っております。(…)運営委員のところへ。

検 さっきの守衛所のところですか。

小 はい。

検 そこには堀江格郎教授とか湯浅光朝部長がおりませんでしたか。

小 おりました。

検 さらに証人はその後一〇九号室には行きませんでしたか。

小 参りました。

(…)

検 湯浅部長がB一〇九号室の西側付近に来たかどうか、記憶がありませんか。

小 あります。来ました。

検 湯浅部長はそこでどういうことをしていましたか。

小 マイクで放送しておりました。

検 どういう内容の放送でしたか。

小 教室を占拠する学生に対して退去するような意味のことだと思っております。

(…)

検 そのとき警察官の人たちからの警告などはあったかどうか、どうですか。

小 ……全く記憶がありません。

(…)

検 証人はどうしましたか。

小 再び部屋にはいり(…)教壇の近くに参りました。

検 松下被告人はやはり依然としてそこにいたんですか。

小 そうです。

検 証人自身だけがはいったんですか、ほかの教職員もはいったん

ですか、どうですか。

小 ほかの教職員も一部ついてはいったと記憶しております。

(…)

検 どうなりましたか、その後。

小 結局教職員、堀江議長を中心に被告を抱きかかえるようにして西の入口から連れ出したことは覚えております。

検 松下被告は抵抗しませんでしたか、連れ出すとき。

小 抵抗していませんでしたか。

小 連れ出されないように。

検 具体的にどういう格好をしてたんですか。

小 具体的に言いますと、机をつかんで動かさないように。

検 机をつかんだことは見てるんですか。

小 はい。

検 その後証人はそのままその部屋にはいるわけですね

小 はい。

検 ほかの学生か誰かから証人に対して何か質問やら何かありませんでしたか。(…)

小 定かではありませんが、松下グループの学生が何か言ったことは記憶にあります。

検 どういうことを言われましたか。

小 具体的に記憶ありません。

検 一人の女子学生から、授業の本質は何か、大学の本質は何かという質問をやつぎばやに言われた記憶はありませんか。

小 あります。

検 それに対して証人は何か答えましたか。

小 ……

検 証人は先ほどから松下グループと言っていますけれども、どういふ点から言っているんですか。

小 その後松下グループ、松下グループという言葉が我々大学に一般化された言葉ですから、私もうっかり言ったんですけれども。

(…)

検 結局授業というのはその後できませんでしたか、どうですか。

小 できません。

検 そうすると受講生らしき人たちは全部そこに居っていたんですか、ある一部の人は出て行ったんですか。

小 出て行きました。

検 証人は、今回は授業はしたいということは残った人に言いましたか。

小 申しました。できないということをお申しました。(…)このよ

うな状況から本日の授業は休講とすると、そういうことを宣言したと思っております。

検 その時間が何時ごろか覚えておりますか。

小 ……一〇時一〇分ごろじゃないかと思っております。

検 一〇時二〇分ごろじゃないんですか。

小 一〇時二〇分ごろ、そのころだと思っております。

(…)

検 学園紛争の経過について聞きますが、高倉山で金神大人

結集会というのがあったのをご存じですか。

小 はい。

検 そのでは結局どういことが採択されたんですか。

小 ……はつきり記憶しておりません。

検 証人はそこに出席しなかったんですか。

小 出席しておりません。

(…)

検 その後授業が四四年の八月一日から徐々に再開されたのをご存じですね。

小 はい。

(…)

検 当日証人の授業であった九月一日のことについて担当の授業についてはカリキュラムで事前に配布してましたか。

小 そうです。

検 間違いありませんか。

小 はい。

検 証人はこのように授業を妨害されておりますが、妨害されたことについての被害感情と言いますか、処罰意思についてはどう思っていますか。

小 私は授業というものは神聖なものだと思っておりますので、こういう状態で授業が妨害されたということについてはある種の憤りをもっております。したがって何かの結論が出ればありがたいという気持ちでおります。

(反対尋問)

弁護士 松下さんを部屋の外へ出したのはだれですか。

小 堀江教授以外の人の名前は覚えておりません。

弁 その中に警察官はおりませんでしたか。

小 それがどうしても思い出せないんですが、いたような気もいたし、いなかつたような気もいたします。

(…)

弁 あなたが休講を宣言したときには、もう松下さんはいなかったわけですね。

小 ……はつきり覚えておりません。それで連れ出されて、再び松下氏はいって来たんは記憶ありますが、なかなかその点の記憶がないんです。はいって来られたことは事実ですが(…)

(…)

松下 神戸大学のバリエードが行なわれた期間はいつごろからいつごろまでですか。

小 覚えておりません。

(…)

松 大学当局はそのバリエードに対してどのような処置をとりましたか。

小 ……

松 特に初期の段階です。

小 当局がですか。

松 具体的にいえば教養部教授会といってもいいですが。

小 そういう意味ですか……教授会がバリエードに対してですか。

松 別の言い方をしますと、バリエードを直ちに解除するのではなく、バリエードによって提起された問題に教授会として答えようという姿勢を持っていましたか、まったく持たなかったですか。

初期の段階ですが。

小 そういうことについては私は実に情ないことですが、あまり詳しいことは存じませんです。

松 じゃ別の働き方をします。昭和四四年五月の段階に神戸大学教養部教授会が改革私案というものを教授会の全構成員の討議によって、パンフレットを出したという記憶はありますか。

小 その記憶はあります。

松 そのメンバーのひとりであったわけですか。

小 はい。

松 主尋問では昭和四四年七月一二日にいわゆる全学集会が行なわれたということがありますが、七月一二日の全学集会に欠席されたと先ほど言われましたね。

小 はい。

松 それはなぜですか。

小 おそらくそのころ学会の準備があったらろうと思えます。

松 その直前の六月二日から二九日にかけて教養部教授会が、七月一二日の全学集会について何か集会というか、団交を持ったこととの記憶はありませんか。

小 そのころはあまり、自然科学の一隅にいましたので、教授会には出たり出なんだり、そういう状態だろうと思えます。あまり記憶ありません。

松 教授会にはそのころ欠席されたりされることも多かったわけですか。

小 多くはありませんが、ときどき欠席したことは事実です。

松 私がさきほど述べた六月二日から二九日にかけての神戸大学

の六甲台の講堂における教養部教授会と学生たちとの団交に出たかどうか。

小 それは出たと思っております。

松 どのような結論になったんでしょうか。

小 結論は朝方ございましたか、確認書にサインをした、団交の全員がサインをしたと思っております。

松 確認書の内容に記憶ありませんか。

小 ……詳しい内容は覚えておりません。

松 七月一二日の全学集会は封鎖解除の口実であるから教養部教授会としては反対する、という趣旨ではなかったでしょうか。

小 でしょうかとはいわれればそうかもしれませんが、はつきり覚えておりません。

松 その確認書を調べれば内容は正確にわかるわけですね。

小 そうです。

松 七月一二日の全学集会は平穏に行なわれましたか。

小 どうでしたかな……平穏に行なわれなかったという記憶があるんですが。

(…)

松 そのときに全共斗の学生が多数機動隊に崖から突き落されて負傷したということは、新聞でご覧になりませんか。

小 新聞というよりか、あとから何か耳にはいったことは、それに近いことは何かあったことは覚えております。

松 その当時逮捕者が七二名出たということは記憶ありますか。

小 ありませんですね。

(…)

松 九月一日の問題にはいりませんが、その日までにはバリエードは解除されてしまったか。

小 そうだと思います。

(…)

松 自主解除でしたか、機動隊が解除しましたか。

小 そういわれましたも、一々たたみこまれましたも覚えておりません。

松 教養部の授業が九月一日に開始されたというふうな言い方もしあるとすれば、その直前の教養部の封鎖の解除にあなたは直接参加しましたか。

小 直接はあまりしていません。

松 あんまり。

小 はい。たとえば机を動かすとか、そういうことについては。

松 九月一日の授業開始というのはどこで決定されましたか。

小 どこでとは、神戸大学内、教養部だと思いますが。

松 教授会でですか。

小 はい。

松 いつですか。

小 覚えておりません。

(…)

松 そうすると九月一日の一時限にあなたの化学の授業があるというのをいつ知りましたか。

小 覚えておりません。

(…)

松 教室へ行かれるとき、手に何を持って行かれました。

小 チョークです。

松 チョークだけですか。

小 はい。私は過去十数年間ノートその他を持たないで講義をするのが特色でありまして、私の有名な教授法なんで、みんな頭の中ほほうりこんだことを教授するというのが私のしきたりです。

松 一〇九教室の中にはいってその日は何を教えるつもりでしたか。教えるというか、何を語りたいと思っておられましたか。

小 化学です。

(…)

松 ちょっと問題を広い視野に向けますが、昭和四四年九月一日段階では学生大会による無期限スト中ではなかったのでしょうか。

小 そうでしたか、覚えておりません。

松 学生大会が成立したのはそれよりあとではなかったでしょうか。

小 ……記憶にありません。

松 八月下旬にその年の新入生に対するオリエンテーションがあったことは。

小 オリエンテーションがあったことは覚えております。

松 そこで湯浅教養部長事務取扱が挨拶といいますが、新入生向けに語っていることが、大学の広報に掲載されていることに記憶ありませんか。

小 広報はわかりませんが、語った事実は知っております。

松 その中で学生大会が成立して無期限ストが解除されれば授業が開始できるかといっていることに記憶ありませんか。

小 ああ、そうですか。

松 正式の授業が当局の目からも開始されたのは九月一六日から

はなかったですか。

小 わかりません。

松 調べればわかるということですね。

小 そういう記録は大学その他にあるんだと思います。

松 だから調べればわかるわけですね。

小 ……

松 九月一日はいきなり授業を始めないで封鎖解除後のさまざまな問題を教官が学生とともに討論するという立前で学生を教室に入れたんではないでしょうか。

小 その点はわかりません。

松 教授会決定で八月中旬に決めている記憶はありませんか。

小 ……

松 授業ではなく、討論であると。

小 ……

松 正式な授業は学生大会において無期限ストが解除されたのちにしか開始できないから、とりあえず討論を開始するために教室にはいるという、そういう決定が八月中旬になされたんではありませんか。

小 ちょっと覚えておりません。

松 九月一日の一〇九教室の内部で証人は直接妨害行為を受けたことがありますか。

小 直接とは。

松 たとえば持ち上げて運び出すとか。

小 私自身はありません。

松 その一〇九にいた被告人が一緒に討論しようと呼びかけた記憶

はありませんか。

小 何かおっしゃったことを覚えております。

(…)

松 小林教授の化学をふくめて現在の自分たちのさまざまな問題を一緒に討論しようという提案、記憶ありませんか。

小 そういうことがあったかどうか覚えておりませんが、私は聞く耳を持っておりませんでした。

松 騒然としていたからですか。

小 ……どうでしたかな…

(…)

松 当日いわゆる起訴状にいう授業妨害というか、威力業務妨害とされる事件が起きたのは一〇九教室だけですか。それとも似たような行為が同じ時間帯の数カ所ないしは十数カ所であったでしょうか、なかったでしょうか。

小 それは他の人が見ることであって、私は一〇九以外のことにについてはあまり関心と興味、興味といえぼおかしいですが、ありませんです。

(…)

松 全体を通してその数カ月、いわゆる全部の授業について妨害とされるような行為が九月一日だけだったのでしょうか、あるいは数カ月間かなりの、当局のいう妨害があったんでしょうか。

小 当日だけではなかったと記憶しております。

(…)

松 九月一日の事件について警察か検察庁で供述をされたことはありますか。

第四一回公判速記録（抄）

小 どこかで聞かれたことを覚えております。
松 それは事件の直後ですか、かなり経ってからでしょうか。
小 直後ではありませんでした。いつだったか覚えておりません。
松 直後だったか……その点も、実に情ないことです。
小 何カ月か経ったのちだった可能性が強いですか。
小 何カ月、そんなに経ってなかったと思うんですけど。

（前回到ひきつづき、検察側証人小林正光教授にたいする、松下さんによる反対尋問が続行された。）

一九七五年五月二三日

〔…〕

松下 九月一日から教養部の授業が再開されたのですか。

小林 そうです。

松 それはいつ決定されましたか。

小 ……詳しい日時は聞いておりませんが、その前の教授会で決定したと思っております。

〔…〕

松 その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

松 九月一日から授業開始の決定をどういう手段で知りましたか。

小 それは九月、それより以前、四―五日前からガイダンスがございました。九月一日から一年だけ授業をするということでガイダ

ンスがあつたので、覚えております。

松 一年だけ行なうということですか。

小 はい。

松 二年以上はどうなっていましたか。

小 二年以上はしばらく間をおいたと思っております。

松 一年についての授業と言われているものは最終的な授業ですか、それとも討論を含む暫定的なスケジュールですか。

小 きちんとしたスケジュールであります。

〔…〕

松 当時は無期限スト中ではなかったのですか。九月一日は。

小 ……覚えておりません。

松 九月一日より後の九月六日に教授会が団交を行なって初めてストを解除した、という記憶はありますか。

小 ありません。

松 正式な授業再開は九月一六日からだったという記憶はありますか。

小 それは二年以上ではなかったかと思っております。

松 一年、二年を含む教養部全体の正式な授業を九月一六日から行なうという決定が、なされたわけではありませんか。

小 定かではありません。

〔…〕

松 B一〇九教室を数カ月、自主講座運動実行委員会が使用していた、という記憶はありますか。

小 それはあります。

松 どのようなことを記憶していますか。

小 どのようなとは内容ですか。

松 はい。一〇九教室において何が行なわれていたのか。

小 私は関知しておりませんでした。〔…〕何か教室を私物的に占有しておったという感じはしております。

〔…〕

松 自主講座にどういう人たちが参加していたか、記憶にありますか。

小 学生の一部がおったことは記憶しております。

松 教職員はどうですか。〔…〕たとえば後の教養部長の湯浅氏や

広報委員長の稲見氏が自主講座の講師として一〇九教室で話をしたことが、その数カ月間にあるという記憶はありませんか。

小 初めて聞きましたけどありません。

〔…〕

松 一〇九教室の自主講座といわれているものは大学当局から禁止されてしまったか。

小 ……少なくとも中止命令が出されたのではないかと推定しております。

松 中止命令はいつご出されたんですか。

小 存じておりません。

松 九月一日より前でしょうか、後でしょうか。

小 それもわかりません。

〔…〕

松 教回にわたって教授会で討議されているのですが、記憶ありませんか。

小 ……定かではありません。

松 一〇九教室の自主講座は原則として認められないという教授会

決定は九月一日よりも後に出されたという記憶はありませんか。

小 ありません。

〔…〕

松 当日の証人の授業の対象になった学生は主として一年生ですか。

小 そうです。

松 主としてというのはどういうことですか。

小 小ご存じと思いますが単位不足の上級生があるかもしれないとい

うことです。

〔…〕

松 授業の取り方によっては二年生以上が、単位を取れなかったためではなく、最初に受ける単位として証人の授業を受ける可能性

はありましたか。

小 当時のことについては定かに覚えておりません。

松 先ほどの証言で一年生についてのみの授業開始と言われました

ね。

小 そうでした。

松 その場合一年生以外の学生を含む授業はどうなったわけですか。

小 ……覚えておりません。わかりません。

松 九月五日学生自治会の臨時執行部が学生大会を開いて、初めて

二年生のストが解除された記憶はありますか。

小 はっきり覚えておりません。

松 九月六日に学生自治会の臨時執行部が何かを教授会に申入れた

記憶はありますか。

松 その申入れを教授会が認めているというこの記憶は。
(検察官の異議申立てをばさんで)

松 どうでしょうか。

小 その点も覚えておりません。

松 前回の証言に教養部運営委員会という言葉が出てきましたが、
(…) 運営委員会の決定と教授会の決定はどういう関連にありますか。

小 すべて教授会の決定だろうと思います。

松 教授会決定のほうが優先するわけですね。

小 と思います。

松 本件の発生した九月一日に運営委員会が取った方針は教授会の承認を得ていましたか。(…)たとえば一〇九教室に運営委員会のメンバーがやってきて、中にいる被告人らに対して何かの通告をしたという点に関してですが、そういう通告は教授会の決定あるいは了承のもとに行なわれましたか。

小 そういうことは運営委員会がやることを教授会は承認していると思います。

松 事後承認ですか。

小 事後承認もあれば…事前にはいろいろ細かいことについては教授会はいちいち指示いたしませんから。

松 本件についてはどうですか。

小 本件についてはこのころは詳しいことは覚えておりません。

松 少なくとも教授会決定で九月一日の方針が出されたのではありませんね。

小 教授会決定で九月一日から授業をするという方針が出されてお

ります。

松 今聞いているのは一〇九教室の中にいる者に対しての通告の内容です。

小 そういうことは教授会は予測できないと思います。

松 一〇九教室の中にいる者と漠然と言いますが、誰に対して通告がなされましたか。

小 当時の松下講師に。妨害をしないという通告であります。

松 それ以外の者に対してはしなかったんですか。

小 もちろん妨害を禁ずるという意味から、妨害する者もそうであります。

松 受講生と受講生でない者の区別はどこで判断されましたか。

小 座る位置その他です。

(…)

松 位置といいますともう少し正確に。

小 教室の前のほうだと思います。

松 前のほうに座っていれば受講生でないわけですか。

小 そういう定義はわかりません。態度その他で。

松 どういう態度ですか。

小 まあ長年の教官生活からおよその態度がわかると思います。

松 受講生でない者は前のほうに座っていた人たちだけですか。

小 覚えておりません。

松 その教室の中にはほかの教職員や警察官はいなかったのですか。

小 ……
(…)

松 前回の証言で、被告人が証人の申入れに対してわかりました、

返事はあとからしますと答えたというふうに証言されましたね。

小 はい。

松 その次に述べた言葉記憶ありませんか、当日被告人が。(…)直接授業を妨害するのではなく授業再開にあたっての討論を一緒にしませんかという内容の言葉を、証人に語った記憶がありませんか。

小 はっきり覚えておりません。

(…)

松 当日九月一日の授業は数カ月間の空白の後に初めて行なおうとした授業ですね。

小 はい。

松 数カ月間の空白の後に開始された授業を普通に開始できると考えたのですか。

小 はい、というよりも何とか開始したいと、そういう考えでした。

(…)

松 数カ月間の闘争過程については一言もふれずに、いきなり化学の話をするつもりだったんですか。

小 そうです。

松 そのことについて特に何も感じなかったですか。

小 はい。

松 教授会決定の内容をふまえて授業を開始しようと思いましたか。

小 はい。

松 矛盾しませんか。

小 ……授業をするというのが教授会決定の太目目であると、そう解釈しております。

松 その前提をご存じですか。闘争の提起した問題に答えながら討論をはさんだ形で教室にはいると、それが教授会決定でしょう。

小 私個人としてはそのようなことはできませんから、化学の授業をするということが信念でした。

松 信念が教授会決定に反しても。

(検察官の異議申立てがあつて)

裁判長 教授会の決定の内容が読みあつてないんですね。

検 全然独断です。

松 被告人の言っているのは、闘争の過程もあるし、その討論をはさむという形で授業をするようにという教授会の決定ではなかったかと、その前提があつたんですね、被告人のほうには。

松 はい。

故 資料を出しなさい。

松 神戸大学広報というのはご存じですか。

小 はい。(…)

(教養部広報第三〇号一六二ページを示す)

松 これは昭和四四年九月一六日の記事ですが(…)、九月二日からは一年生を対象として討論をまじえた臨時授業を行なうとあります、このとおりですか。

小 書いてあるとおりだと思います。

松 一六日から一年、二年とも正規の授業を開始のはこびになったとありますが、そのとおりですか。

小 そのとおりだと思いますね。

松 すると九月一日はどういうことになりますか。
小 一年生の授業ということになります。

松 討論をまじえた、ですね。

小 はい。

松 九月一日には最終的には休講を宣言されたわけですか。

小 最終的にはそうです。

松 九月一日にほかに休講したクラスがあるかないか、ご存じですか。

小 はい。

小 はっきり覚えておりませんが……

(教養部広報第一二号八ページを示す)

松 「……」つまり休講は証人のクラスだけでなく、ほかにも複数あったわけですね。

小 はい。

(……)

松 前回の検察官の質問に対する最後の証言で、授業は神聖なものであるということ言われましたね。

小 はい。

松 なぜ授業は神聖であるのですか。

検 裁判長、異議があります。関連性なし、それから意見を求めるものであります。

裁 しかし「……」どういうことを神聖であるというのか、意見でもかまわないと思いますから。

小 大学教師として特に理科教師として学生に接する唯一の場は授業研究と考えております。最大の場合であると。したがって神聖であると考えているわけです。

裁 要するに授業は妨害されたりしてはならないと、それだけのことですね、神聖といわれるのは。

小 はい。

松 その授業も大学当局によって決定された時間割でやる授業という狭い意味の授業ですか。

小 それもありますし課外のゼミナールもあります。

松 自主講座もはいるんですね。

小 自主講座は、私は認めておりません。

松 なぜですか。

小 それは私の理念の問題です。

松 証人の言う神聖な授業は効果をおさめてきたと思いますか。

小 はい。

松 当日九月一日に授業を受けられずに留置場や拘留所へ入れられていた学生があるということは、どう考えましたか。

小 今初めて聞きましたのですが、考えたことありません。

松 現にあったのですが。

検 裁判長、関連性なしと考えますので、異議を申立てます。

裁 被告人のいわゆる自主講座というものを説明して、それを証人はどう思うかと聞きなさい。

松 当時昭和四四年二月から八月まで、神戸大学教養部の建物はほとんど使用されていなかったにもかかわらず、被告人を含む多数の教職員、学生、あるいは学外者は、連日B一〇九教室においてさまざまな問題、学問内容を含むさまざまな問題について討論を行ない……

検 今のは被告人が、証人に対する質問じゃなく意見を述べているので……

裁 証人に対する問いとして聞きなさい。

松 参加者は被告人だけでなしに、後の湯浅教養部長や広報を作成した広報委員会のメンバーを含む広範な人たちの参加がありました。そういうことを知りませんか。

小 ……

松 自主講座は参加者を拒否しないわけです。誰かを排除することは原則としてしない、またあらゆる場所に移動可能である。ここも含めてですから、妨害するということは自主講座の考えの中には全くはいりこむ余地がないんです。誰でも参加できるのです。しかも数カ月の空白期間に学生と接触する場を唯一確保していたのは一〇九教室の自主講座だけである、と言っていると思います。そういう広い意味での教育研究の場としても否定するのかわどうか、という質問ですが。

裁 どうですか、証人のご意見。

小 裁判所なり大学なり公けの場所のどこでも、駅の構内でもどこでもそういう不特定な自主講座と称するものが行なわれるということ、よろしくないと思います。それだけです。

裁 認めないというんですね。

小 はい。

松 九月一日の経過の全体が広い意味での授業であったとは考えられませんか。

小 全体とは。

松 証人が妨害とおっしゃることも含めて、そしてそれが現在まで裁判になっっていることを含めて、それらが総体としてひとつの大きな授業でもある。

小 そのようなむずかしいことはわかりません。

(……)

松 本件の九月一日の経過に触発されて、あるいは感銘を受けて、翌日以後多数の学生が大学当局のやり方に反対して声明を出したが——そのような声明が一〇九教室およびその周辺に掲示されたり配布されたりした、ということの記憶がありませんか。

小 ありません、はっきり覚えておりません。

松 九月一日の事件以後、このようなやり方での授業はもう受けるわけにいかないと決心した学生が多数あるということは、ご存じですか。

小 知りません。

(……)

松 証人のいうような授業や教育のやり方でしか化学、広い意味での学問研究は、追究できないのでしょうか。

小 その点はいろいろの学者がそれぞれの観点を持っておると思いますので、それぞれの学者の観点に従うより仕方がない、私は私なりの考えがある、それだけです。

松 判定できるのは学者だけですか。

小 学者とか教育者とかいろいろあると思います。

松 すでに本件から五年以上経ちますが、大学斗争を証人からとらえるなどのような意味を持ったか、最後に述べてください。

小 当時の大学斗争ですか。

松 はい。

小 あまり意味がなかったのではないかとというような気がいたします。

岡山から

(検察官から少々の再尋問があつて、その後、松下さんが神大教養部広報第三〇号の一八一ページを証人に示す)
松 九月一日水曜日の項、「現時点におけるB一〇九教室において授業計画と重なる時間に開いている松下講師の自由講座を認めることはできない、の原案を賛成多数で採決」とありますが、この記述は間違いありませんか。
小 ……間違いはないと思いますが。

裁判所速記官 吉田・坂本

訴状

資料1

岡山市津島中一丁目
岡山大学南宿舎(二)R1B三〇二号室
原告 坂本守信
右訴訟代理人弁護士 河原昭文
岡山市津島中一丁目一番一号
被告 岡山大学長
谷口澄夫

懲戒処分取消請求事件
訴訟物の価額 金三三万円
貼用印紙額 金三、三五〇円

請求の趣旨

被告が原告に対し昭和四八年五月七日になした懲戒処分を取消す。
訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

一、原告は昭和四三年四月一日以来岡山大学講師の職にあつた者で

資料2

弁論再開申立書

原告 国
被告 坂本守信

右当事者間の昭和四八年(ワ)第六〇一号家屋明渡請求事件につき被告は口頭弁論を再開していただきたく申立に及ぶ。
その理由は、本件で最も重要な点は原告の被告に対する懲戒免職処分が有効か無効かという点であるが、この点について実質的審理は全くなされておらず、被告は本申立書添付の訴状写のとおり懲戒処分取消の訴を提起した。本件の結論は右訴の結論に決定的に左右されるものであり、本件は右訴に併合されるべきである。よって、本申立に及ぶ次第である。

右被告訴訟代理人

弁護士 河原昭文

岡山地方裁判所 御中

資料3

決定

原告 国
被告 坂本守信

あるが、被告は昭和四八年五月七日原告に対し懲戒免職処分(以下本件処分という)をなした。
二、本件処分は次のとおり手続的に違法であり、取消されるべきである。
(一) 被告は本件処分にあたり、教育公務員特例法九条、三条三項の規定に違反し、原告の請求にもかかわらず、原告に対し陳述の機会を与えなかった。
(二) 被告は本件処分の際、国家公務員法八九条一項の規定に違反し、原告に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなかった。
三、原告は本件処分につき昭和四八年七月六日人事院に対し行政不服審査法による審査請求をしたが、三カ月を経過した今も裁決がない。
四、よって原告は本件処分の取消を求め本訴に及ぶ。

証拠方法
口頭弁論において随時提出する。

一、委任状 一通

昭和五〇年二月一七日
原告訴訟代理人

弁護士 河原昭文
岡山地方裁判所 御中

(この訴状にたいし、被告岡山大学長は四月二十八日付で「答弁書」を岡山地裁第二民事部宛に提出している。 — 編者注)

右当事者間の昭和四八年(ワ)第六〇一号家屋明渡請求事件について
当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件につき、さきに閉じた弁論の再開を命ずる。
昭和五〇年二月二十五日午後一時三〇分の口頭弁論期日(判決言
渡)を取消し、次回期日は追って指定する。
昭和五〇年二月二十四日

岡山地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 平田 孝

裁判官 南 三郎

裁判官 大串 修

資料4

告 訴 状

岡山市南方一丁目八番四二号 岡山地方裁判所内

告訴人 岡山地方裁判所判事 渡 辺 宏

氏名・本籍・住所・職業・生年月日いずれも不詳

被告訴人 別添写真の男

告 訴 事 実

一、告訴人は岡山地方裁判所裁判官である。
二、被告訴人は、昭和四十九年四月一日午後二時より当裁判所第二
三号法廷において、当職担当で開廷された被告訴人坂本守信・同小

松芳文に対する昭和四八年(ワ)第二八三号不没去被告事件を審理中
傍聴人として傍聴していたが、午後二時三二分頃右被告訴人坂本に
対する退廷命令が発せられ、付添いの岡山刑務所刑務官によって
同被告訴人が退廷させられようとするや、突如として、傍聴席から
その前の柵をのりこえて弁護人席前に至り、その附近から、二回
にわたり生の鶏卵を裁判官に向けて投げつける暴行をなし、裁判
所の職務の執行を妨害するとともに、裁判の威信を著るしく害し
たものである。

三、よって、右被告訴人を告訴する。

昭和四十九年四月二日

右告訴人 岡山地方裁判所判事

渡 辺 宏

岡山東警察署 御中

資料5

いま、ここに出現する……

(求 釈 明 書) (序)

公務執行妨害被告事件

被告人 松 下 昇

前記事件について、次のように

(「求釈明」を開始する。

一九七四年六月十八日

前記事件の被告人のXX一XX人

岡山地方裁判所 御中

一 松 下 昇 一

α(公判の出現過程について)

一、被告人は、本件の公訴事実と同一事実に関して告訴人から、
告訴と同じ日に、制裁裁判により監禁二十日間の決定を受けて
いるが、これが憲法第三十九条(一事不再理)や刑事訴訟法第三
三八ノ三三九条(公訴棄却)と、どのような関連をもつかにつ
いて、検察官を含む本件関係者それぞれの見解を問う。

二、前項と対応させつつ

ホ 法廷等の秩序維持に関する法律による秩序罰を受けた後、
さらに同一事実に関して刑事罰を受けた例

ネ 一つの公判過程が、審理参加者の表現行為を媒介して、も
う一つの公判過程を、ハタマゴVのように生みだした例

＊ 裁判官が、審理参加者を告訴した例
の有無および具体的内容について、少くとも検察官の調査結果
を問う。

三、本件被告人は、昭和四八年(ワ)第二八三号事件(被告人はハ三V
名)の第ハ四V番目の被告人であると同時に、前記事件の審理

参加の過程で制裁裁判を受けたハ四V人のハ一V人でもある。
このハ四V人のうちハ一V人だけが告訴(起訴)された理由は何
か。(なお、被告人の求釈明、立証などのために、ハ四V人の
制裁裁判調書の謄本が必要である。)

β(起訴状の位相について)

一、本件の公訴事実、前記の昭和四八年(ワ)第二八三号事件の公

訴事実(起訴状を添付する——疎明資料(一))および、その審理
過程と、どのように連続しているか。

二、本件の公訴事実、被告人に関する昭和四七年(ワ)第三〇三号
事件の公訴事実(起訴状を添付する——疎明資料(二))および、その
審理過程と、どのように連続しているか。

三、本件の公訴事実の記述は、被告人に関する

本年四月二日付制裁裁判決定書
同日付告訴状

本年四月二十五日付勾留決定書に添付されている別紙「被
疑事実」

にある記述と、どのような共通点および相異点をもつか。その
理由は何か。

また、本件の公訴事実に関連して、さまざまな立場からの、
さまざまな報道、論評などがあつたし、これからもありうるが
それぞれが、どのような共通点および相異点をもつと考えるか。
それを問う理由は何であると考えるか。

α(公訴事実の記述内容について——α、βに釈明した後で釈明す
ることを要求する。)

一、当日おこなわれた不没去被告事件の公判の被告人は、当日以
前も「坂本守信外一名」であつたか。また、「外一名」を特定
し、当日の出頭状況とその理由をのべよ。

二、被告人は、岡山地裁における前記公判を含む法廷に、当日ま
でに入廷したことがあるかどうか。その経過は当日の行動にと
どのように影響しているか。

三、被告人が、当日、傍聴席にいたとして、公訴事実にある行為以前に、何か発言したかどうか。これについて、まず当日の全ての参加者に問う必要がある。

四、「被告人坂本守信に対して、退廷命令が発せられ」るまでの審理の経過は、どのようなものか。

五、前記の退廷命令の執行が、被告人の行為を動機づける全てであるとみなしているのか。より正確に記述を改めるつもりはないか。

六、「矢庭に」は、「突如として」(制裁裁判決定書、告訴状)「いきなり」(勾留決定書)と同じ意味かどうか。いずれにしても、言葉をいいかえることが可能なのはなぜか。

七、「弁護人席付近」は、「被告人席付近」や「証言台付近」などと言葉をいいかえることが可能ではないか。

八、△タマゴ▽が「裁判長をめぐって」「投げつけ」られることと、法廷が△タマゴ▽に衝突して飛び散ることの関係について、少くとも相対性原理を援用して説明せよ。

九、疎明資料(イ)の事件現場である△一〇三▽教室で発見された△タマゴ▽ (公判調書参照)や、疎明資料(ロ)の中で飛翔している△タマゴ▽は、どのような湾曲過程をへて本件の△タマゴ▽へ仮装しているか。

十、その瞬間に出現したのは△タマゴ▽だけか。それ以後の公判で出現した△アメ玉▽や△バチンコ玉▽や△書類を入れた袋▽との関連をどうとらえるか。

十一、「二回にわたり」、「各一個を投げつけて」とあるが、△二▽回とか、各△一▽個という風に整数でいい切る根拠は何か。

よって、なにかを開始することに参加している。ここでも「一」公判は「一求釈明」の段階に突入しつつあるのだ。さらに……

一九七四年六月十八日

一松 下 界 一

岡山地裁第三一号法廷へ

「一」可視的に参加される全ての△△被告△△御中

(被告人が、本年四月二十二日に監置二十日の期間を終って岡山刑務所から出た直後、逮捕令状を示した警察官が、被告人の身柄を拘束すると同時に、△ハンカチ▽を押収したのはなぜか。)

十二、「裁判長の職務の執行を妨害した」という記述と、「裁判所の職務の執行を妨害するとともに、裁判の威信を著しく害した」という記述(制裁裁判決定書、告訴状)の落差が生じる理由を説明せよ。法の適用範囲がことなるのであれば、裁判の威信(これについても説明せよ。)を害した都合が、何を越境すれば公務執行妨害になるのか説明せよ。その説明が全ての人を納得させない限り、制裁も、告訴も、起訴も、その根拠を失うであろう。

すでに開始されている「一」公判に、いま、「一求釈明書」(序)を交差させるのは、四・一ノ四・二以降の「文書表現」の「一」可能性の領域を、ラセン状に一周し、さらに二周していく契機を創出するためである。

本来、「一求釈明書」は、この事件を媒介として重層的に渦巻いている△一〇三△公判過程、制裁以降の抗告過程、第n号審問請求過程、そして、まだ名付けえない……過程に△△拘束△△されている全ての人たちによって、作成、提出、展開されるべきものである。しかし、その「一」可能性の対象化△△から△△出立することこそ、「一私」がある抒情性で耐えている情況係数ではないのか。

ある必然に導かれて「一私」を六月十三日(△△研究室▽公判の判決一周年)に勾引した神戸地裁の裁判官たち(一人は女性に変わっている)は、検察官に「一私」に関する全ての起訴状を朗読させることに

徳島から

資料1

公平——七三九

昭和四九年一〇月二三日

山本光代 殿

人事院事務総長

審査請求の却下について(通知)

あなたの昭和四八年三月一〇日付け審査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

以上

昭和四九年一〇月二三日

審査請求の却下について

人事院は、元徳島大学医学部勤務文部教官山本光代(以下「請求者」という。)が、昭和四八年三月一〇日付けでした昭和四八年一月二六日付け懲戒免職処分に対する審査請求を、下記の理由により

人事院規則一三一（不利益処分についての不服申立て）第六条の規定に基づき却下する。

記

本件審査請求については、審査請求書に処分説明書の写しが添付されていなかったため、当院は、請求者に対して、昭和四十八年七月二三日付公平一五五六をもって公平局長から処分説明書の写しを提出するよう求め、更に同年九月二二日付公平一七二八をもって処分説明書の写しを提出すべきこと等を内容とする不備補正を命じたところ、請求者は、処分説明書の交付を受けておらず、処分説明書の写しを入手すべく努力しているとしたまま、補正命令に応じなかった。

しかして、当院が調査したところによれば、請求者に処分説明書の写しを提出できない特段の事情が認められないばかりでなく、かえって、同調査の結果、処分説明書は、請求者の住所に昭和四十八年一月二六日配達証明付き郵便で配達され、また、請求者は、同月三〇日に徳島大学医学部長足立春雄から処分説明書の写しを受領した事実が認められるので、請求者は、処分説明書の写しを提出する意思があれば、これを提出できたものと認められる。したがって、当院は、請求者が何ら正当な理由がなく、上記補正命令に従わなかったものと認めざるを得ない。

以上

再審の請求について

私は元徳島大学医学部勤務文部教官山本光代氏が昭和四十八年三

月十日付けでなした昭和四十八年一月二十六日付け懲戒免職処分に対する審査請求についての請求者の代理人として選任されており、すが、代理人は請求者のために審査請求の取り下げを除き、審査に關しての必要な行為をすることができませんので、このことにもとづき、別紙のとおり再審の請求をいたします。なお貴院の御判断の遺脱についての疎明資料は別便にて御送付いたします。

以上

昭和五十年一月二十四日

徳島市南二軒屋町山越一、一一二

長谷川 正治

人事院総裁殿

（別紙、書式どおりの「再審請求書」は省略する。なお、右にいう「人事院の判断の遺脱」は、山本さんへの徳島大学の「処分説明書」の写しが、山本さんから人事院に届かなかった事情にもかかわらずいよう。ひとつにはその事情は、七四年九月に山本さんからその「写し」の人事院への送付を依頼された京大教養部ドイツ語ゼミナールが、その依頼に応えうるには討論を前提とすると判断したこと、そしてその討論がいまだ終結には程遠いこと、であると思われる。――編者注）

新潟から

資料1

懲戒処分書

(氏名)

佐藤 信行

(現職名および職務の等級)

新潟大学 講師(教養部)
文部教官 教育職(一)3等級

(処分の内容)

国家公務員法第八二条第一号及び第二号の規定により懲戒処分として戒告する

(発令日付)

昭和五〇年二月一日

(交付日付)

昭和五〇年二月十五日

任命権者 新潟大学長 北村 四郎

処分説明書

人事院様式三一二(昭三七・九改)

(教示) この処分についての不服申立ては、国家公務員法第九〇条および人事院規則一三一の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して六〇日以内に人事院に対して、することがで

きます。ただし、この期間内であっても処分があった日の翌日から起算して一年を経過した後は、することができません。

一、処分者

官職 新潟大学長

氏名 北村 四郎

二、被処分者

所属部課 新潟大学教養部

氏名(ふりがな) 佐藤 信行

官職 文部教官 講師 等級および号俸

教育職(一)三等級六号俸

三、処分の内容

処分発令日 昭和五〇年二月一日

処分効力発生日 昭和五〇年二月十五日

処分説明書交付日 昭和五〇年二月十五日

根拠法令 国家公務員法第八二条第一号及び第二号

処分の種類および程度 懲戒・戒告

刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日

国家公務員法第八五条による承認の日 年 月 日

処分の理由

一、教官としての義務違反など

(一) 成績の不当表示と命令違反

昭和四十八年度の同人のドイツ語成績評価に当り、農1B及び理2Aのクラス学生に対し、教養部規程第八条第二項の定めに対し「合格」の表示を行い、あえて訂正を行わず、このた

め科目の成績を優、良、可、不可によって表示することを必要とする作業が当該科目につきなし得ず、ために教務、厚生業務に多大の支障をもたらしている。この行為は、教官としての職務怠慢の責を免れず、懲戒にあたるものと判断される。

なお、同人は、教養部長が上記の業務障害を除去するために「合格」表示を規定とおりの「点数」表示に訂正することを、昭和四九年六月一日及び同月一七日直接口頭で求めたのに対し、これに應ぜず、更に同年七月九日第三〇三回教養部教授会の議決に基づき、同月二六日文書（新大教養教第一五四号）をもって上記の訂正を求めたが、あえてこれに應じないのであるが、この行為は明らかに命令違反の責を免れず懲戒にあたるものと判断される。

更に、同人は、理2 Aクラスの授業において、教養部規程第七条の定めに違反し、正規の授業日程外の日に招集された最後の時間において成績の実質判断を学生の集団的討議に委ねた疑いが濃厚で、かつまた、これに参加しない学生、途中退席した学生に対し、名簿上の氏名を抹消し、単位不認定となる結果を招いたが、この行為は、教官の通念からしてはなはだしく当を欠く行為態様であり、先にあげた諸行為により同人は、懲戒の責を負うべきであるとした判断を支持するものである。

〔二〕 教授会等の長期無届欠席
昭和四五年四月七日の第一九五回教養部教授会以降、昭和四九年五月七日の第二九回同教授会までに一〇五回の教授会が開催されたが、同人は、このすべてに無届で出席せず、また、ドイツ語の学科会議については昭和四五年の教養部移転以降昭

和四九年六月一二日まで欠席し、ドイツ語の教室会議については昭和四四年一月七日以降昭和四九年六月一二日までの間一回の出席を除いて他はすべて欠席した。これは、職務上の義務に反し、かつ、職務怠慢の責を免れず、懲戒に当るとしなればならない。

二、その他の行為
以上のほか、昭和四四年四月一八日、一九日の教養部の学年末試験のさい、農学部校舎内において、これを阻止しようとする学生らの妨害行為があり、その結果、一九日においては、試験の実施が不可能となったが、同人はこの妨害行為に参加し、職務上の義務に違反した事実があり、また、昭和四四年一月二三日、本学の封鎖解除のさい、同人は旧理学部玄関前において学長の退去命令に反して行動し、不退去罪の容疑で逮捕留置された事実があり、更に、昭和四五年四月三日、教養部の五十嵐地区移転が行われたさい、同人は、この移転を妨害した学生と行動を共にし、職務上の義務に違反した事実があることが証言に照らして確認される。

これらの行為は、やや旧に属する行為であり、これを前記一、の行為と同列に論ずることは、さしひかえるとしても、前記行為に対する懲戒の判断を支持する要因を形づくるものという観点で不問に付することは出来ない。

よって、国家公務員法第八二条第一号及び第二号の規定により懲戒処分として戒告する。

資料2

審査請求書

人事院総裁殿

昭和五〇年四月一五日

請求者 佐藤 信 行

一、処分を受けた者
氏名 佐藤 信 行
住所 新潟県新潟市新町三丁目一〇一三二
生年月日 昭和一五年一月一日
官職 文部教官 講師
勤務官署 新潟大学教養部

二、処分者

職名 新潟大学長
氏名 北村 四郎

三、処分

処分の内容 懲戒処分 戒告
処分発令日 昭和五〇年二月一日
懲戒処分書の受領日 昭和五〇年二月一九日
四、処分説明書
交付 交付された
受領日 昭和五〇年二月一九日

五、処分に対する不服の理由

(別紙)
六、口頭審理
請求 請求する
公開又は非公開の別 公開
審理希望地 新潟

七、審査請求の年月日

昭和五〇年四月一五日
八、添付資料
(別紙)

処分に対する不服の理由

(A) ます、A要望書(V(S、五〇年一月四日、学長・評議会議長評議員各位宛)から引用してみよう(少々長いが…)。

〔一〕「四八年度の成績評価」の問題について——それはほとんど論じつくしているのであるが——、次の諸点についてくりかえし強調しておきたいと思う。

(1) ①「四八年度の成績評価」についてすでに教養部教授会レベルにあっては、それは、四八年度・教養課程・全科目・全担当教官・全成績表にわたって(もちろん私の場合も含めて)、形式的には、三月中旬の段階ですべて完了していることである。にもかかわらず、教養部教授会は、形式と内容の混同により、私の場合だけを取り出して、しかも、予断と偏見にのみとづいて、成績評価・授業の内容を、「問題」としてとり挙げ、しかも「懲戒」

処分問題にのみ結びつけていったのである。こゝに、現在にいたるすべての「懲戒」処分策動のハ発端と、その処分の思想、処分（レッドパージ）としての本質が秘められているのである。

② たしかに当初——三月上旬段階で、教養部当局（部長、教務委員）より、「点数表示でない」と事務上支障をきたすので合格表示を点数表示に訂正してほしい」との表明があったが、担当教官としての私は、担当教官としての責任において、「その点を考慮し、検討していく」旨を述べた。（ちなみに、かの「調査報告書」ですら、「再査定の意向」としてこの事実をうけとめているが、たゞし、それがその後どうなったのかにはいっさいふれず、未完の「部長命令、決定違反行為」のデッチ上げに短絡していつている。）

③ その後四月上旬以降——四・一〇「四九年度授業とり上げ」決定、四・二三「調査委員会設置」決定にいたる過程において、はつきりと①に述べた、危惧された、思想処分としての本質が現実となってくる一方、「調査委」——新執行部（部長）のあらたな権力体制は、実は、担当教官としての私の「四八年度の成績表」についての現実的な処理・解決の過程（「再査定の意向」の実行の過程）を、何としても「懲戒」処分に結びつけようとする焦燥と衝動により、それが一つの決め手であるので、「処分事由」にデッチ上げていくのである。

④ 担当教官としての私は、そのような、私からの「四九年度授業とり上げ」をその最大とする、種々の妨害・破壊策動にもかかわらず、それらをたえず批判しながら、「四八年度の成績表」についての現実的な処理・解決を、関連学生との接点をつくり出す

② 五月下旬に教養部長より確認したのだが、五月一日には、四月三〇日に正式発足した「調査委」の委員長は、口頭で、私の「四八年度の成績表」（の一部）を、調査資料として保管したい旨を教養部長に申入れたことである。（「調査資料」とは、すなわち「処分事由」資料への転化、「処分事由」デッチ上げ策動をいみし、①とも関連して、「調査委」の暗い、不条理の体質を浮彫りにしている。：A六・三V文書参照）

③ 以上の如き「調査委」の、私の「四八年度の成績表」に対する対応の仕方に見合ったかたちで、しかもより一層強権的に打出してきたのが、六月一五日の新学期による私への「話し」に外ならない。しかしその「話し」が、「事務上の支障」を解決するための「指示」（命令）とはいかに無縁のものであるかは、以下に見るとおり、具体的に明らかである。教養部長室での「話し」の主旨は、④、最近になってあなたにもその意志があることを知ったので、合格表示をきまりにもとづいて点数表示におおしてほしい（ないしは、なおさない）⑤、きまりとは、これが従来から行われてきた正しいやり方である⑥、ということである。⑦、話しはこれでおしまい⑧、なおさないのなら、私はずっとあのまゝにしておきますよ。

以上で話しを絶えず打ち切ろうとするのに抗して、やっと明らかになった重大な点として実は、④点数評示へのなおし方というのは、すでに提出してある成績表そのものに手を加えてなおすことであると、判明し、しかもそれと同時に、⑤私がすでに四八年度成績表について暫定的に、暫定的な形態をとるにいたったのは、むしろ上記①、②の事情がからんできたからに外ならない

努力を含めて、はかっていき、「四八年度成績表」について教養部長宛なる文書を五月三〇日教養部教務係に提出することにおいて集約した。

それにもとづいて教養部当局（部長、教務委員）が、教養部教務係名の文書でもって、関連学部点教表示「一〇〇」で作業をすゝめるように処置し、それによって関連学部が事務的にすべてを完了したのである。（たゞ六月下旬には理・歯学部だけは教養部長に対して疑義を表明したらしいことを、私は私の調査で確認したが、事務上の作業については、七月上旬に再度私が調査したところ、すべて解決していることを確認している。）：A六・二四V、A七・八V文書等参照）

(2) 以上にもかゝらず、(1)・(3)にふれたように、「調査委」——新執行部（部長）による以上の過程に対する権力的介入・破壊策動、その上「処分事由」のデッチ上げ策動へのエスカレート、要するに問題を解決していく姿勢は一片も持ち合わせていないことについて——それらもすべて文書によって明らかにしつつくしているのであるが——、少し具体的に明らかにしておきたいと思う。

① 四月二五日に私が教養部教務係におもむいただけで、すでに教官（自称「調査委員」）が、私の提出した「四八年度の成績表」を、「調査委員会」としては事実を調査するための資料として必要である」として、押取せんとする意向をのべた。（そのときは、成績表は私が責任をもっているものであり、そもそも担当教官と受講生との間の問題である。このことにあなたが介入してくるいわれはなにひとつないだろう？」を中心とした私の反論により、彼も退散せざるをえなかったのだが：A五・八V文書参照）

が：)点数評示を提出しており、しかも私の手もとにはいざれ記載、提出予定の白紙の成績表二通があることを、部長は、知らなかった。（部長自らの発言）ことが明らかになった。また①、現在、事務上どのように処置されているのか、という私の質問に対して、部長は、知らない、とこたえ、また私が指摘した、学生に対しては成績表をたゞA合、否Vとしてのみ教養部は知らせている、ことについても、それは知らない、とこたえる等々の状態であった。あまりにも認識不足、事実誤認、歪曲、執行部としての無責任、無原則もはなはだしいので②、この話のつづきを月曜日（一七日）にしたい、といったところ、授業があるので、すでに退席、廊下を去りながら、言われ、拒否的な態度を示したのである。

④ 以上にもかかわらず、六月一七日には、やっと教官控室で出会ったので、私の方から、「つづき」としての話しをはじめたわけであるが、そこでの教養部長の対応は、「話し」というよりも捨てぜりふに近く、③、事実経過がどうであれ、そう（従来からの正しいやり方を）しなさい④、それは私の判断である⑤、あなたを介しての、前執行部・全教官への責任はとる必要がない、という言葉に集約されるものでしかなかった。まさにとりつくし、まもないところを、やっと、事実経過がどうであれ、に対して、私が、私は保留する、と言ったことだけを、確認し合う点として私が話しをつないだのである。（ちなみに、さらに六月二五日に、私からの設定で、教養部長とは「話し合い」をもったのである。）こゝでの基本的な問題は、教養部長における、問題を処理・解決していくにあたっての基本的な見識や事実確認の欠如に

あるといえよう。(例えば、「集まり」についても、従来から行われてきた正しいやり方、としか言っていないのである。)

- (3) (略)
- (4) (略)

(5) 問題はむしろ、きっぱりとこういうことではないのか。

ぬきさしならぬ現場における、さうやかな実践—模索をとおして見えてきた主要な問題の一つは、教養部当局・教授会がいみじくも「問題」としたように—残念ながらいまだに問題として確認も確立もされていないが、「成績評価のありかた」である。

そして、まず、成績評価とは、ブルジョワ教育体系下において、無前提的に、無媒介的に言ってしまうえば、差別IIランクづけのない不可切り棄てに外ならないこと、そして同時的にその「上位」ランクのない「可」の腐朽化はますますさけられなくなってきたこと、

教育とは、本来的にあって、自己教育—主体的な学習活動以外の何物でもないこと。

個々の科目、教官、学生に背おわされた「単位、必修」制度が、ブルジョワ教育体系下の成績評価の「実体」と不可分な関係にあること、

「単位・必修」制度と自己教育とは根本的にあいれないこと、

……

何としてもそれら諸前提・諸条件を問うこと、
そして具体的状況下での具体的な分析はすべての授業の不可欠の前提作業であること、……

そうした問題意識——そういつてしまえる程平板なものではあり

(2) さらに、ましてや「長期」であることをもって——たとえそこに何らかの問題があるにしても(それについては、すでに私は見解を表明している)——それも学長・評議会が「根拠」にすえかえることはできない。

(3) さらに、「学科会議」「教室会議」——いずれも非公式なものであり、その上そうした「会議」としても確立はされていない——における「欠席」をつけ加えたり、また「長期」にアクセントをおいたにしても、それをもって、「根拠」にすることはできない。むしろ、「…会議」というような非公式な機関(ないし「集まり」)が現実にいるあるであろうし、そうした非公式な機関(ないし「集まり」)を、正式機関がどのようにとらえるかということとは当然あると思うが、そのことと、学長・評議会(「大学管理機関」)が、そこでの「欠席」をとやかく言ったり、ましてやそれを「懲戒処分事由」にすることを混同させることなど断じて許されぬし何らそうする根拠を有していない。そういうことを「やりきる」とすれば、およそ前代未聞の「非行」となるであろう。

- (4) (略)

さて、次に、一・一七〇発言——「要望書」(S五〇・一・四)の補足説明——としてまとめた文書から引用し、付け加えておきたいと思う(これも少々長い引用だが……)。

(三) (1) また思想処分という関連のべるが、評議会でも昭和四三年度のことが挙げられてきているが、抑々これは、教養部での「調査委員会」が挙げたのであり、その意図は、成績評価・成績表の問

えないのだが、を介して(実はその一つ一つが、現実の持続的な過程の中からの産物に外ならないのだが……)、現実の實踐—模索の過程の中から、私が四三年度以降「成績評価」において、とってきた形態——自主評価(点数評示)・一律評価(点数評示)・一律合格評示(ないし、それらの複合した形態)とは、主に、学生たちのすぐれた力の発揮によって創り出されてきたものに外ならない。

問題は敢然としてそのように立てられているのである。従って、「職務怠慢」「義務違反」「命令違反」がいかに単なる「処分事由」デッチ上げのための小細工にすぎないかは明白である。

(二) もうすでに(一)での展開だけでも十分に明らかだと思いが、全く何らの前提もおくことなしに、たゞはじめから「懲戒」処分問題としての「把握」「設定」することが、いかに不条理であり、現実的にも、論理的にも、道義的にも、何ひとつとしてかたはっていないか、またこゝでも解き明かしておこうと思う。七・一七〇発言…問題提起の補足として、ごくさういふ事実関係について、簡単にふれておきたいと思う。

(1) 教授会「の欠席」について、「届出る」ことが義務づけられたり、ましてやそれを欠かした場合には「懲戒処分事由」の一つに該当するとの、指示なり判断なりを、私どもは一度として教養部当局から、ましてや学長・評議会から、受けたことはない。たしかに昨年六月四日の会議において新教養部長が、「これからの教授会運営上」の「話し」として、「教授会」欠席の場合の理由の明示等がのべられたにしても、それとても、上記のように明言されたわけではむろんない。(ちなみに、かの「調査報告書」でも、「無届で」とはいいないのである。)

題では決め手を欠く、ということと裏腹の関係で、とにかくあれこれと「疑わしい」ことを挙げなければならぬということであった。もちろん、教養部での「調査委員会」がそれらの事実のあれこれの列挙に一貫させ、とりわけ八四三、四四年度にむけた怨念として噴き出したのは、学生もわるいが、もっとわるいのは(一部)教官だ」という予断と偏見に外ならない。

評議会では、これら「客観的事実」をよそおったものについて、ふるいをかけ、かつどこかに、誰かに証言をすら求めた形跡があるが、こうした教養部での「怨念」「予断と偏見」の母斑をどこまでもつけてまわっていることを知らねばならない。つまり、すべて事実はいさようにねじまげられているのである。評議会では、すしかなかったいくつかの「客観的事実」について考えてみれば、すぐわかるはずである。

それでもなおかつ、結局評議会できり挙げられた点は、どれもひどく事実を誤認しているか(私がとくに指摘してきたことだが……)またひどく疑わしいとり挙げ方をしているのである。

この四四年四月中旬における教養部期末試験の強行——全学協体制をしいて、とにかく試験はやったことにするという無理をおこなった、その事態に納得できないとして、教養部ドイツ語教官としておのおそる、学長代行等にあて、公開質問状で提起をし、あちこちにくばりに行ったことはたしかである。しかし半年も前に述べたとおり(七月一七日)、「パレードをきずき、実施を妨害」も、学生とともに「も、残念ながら否定せざるをえない」。

(2) 四四年十一月二三日に(忘れもしない!!)大学構内にただけのことなのだが、大学当局が導入した警察権力に、不退去罪」の容

疑で逮捕留置された一件が、またしても挙げられてきている。その、不当逮捕並びにその後の処分、当時も今も納得しているわけではむろんないが、起訴保留で出てきて、同年一二月には、二日間の「職場離脱」ということで（一体、いつも大学から逃げまわっていたのは誰なのか?）、「一六時間」の賃金カットを言い渡され、カットされた。それで一応の社会的、学内の制裁を受けたのに、いまままた二重に「処分」対象として出されることは、いよいよ納得しがたい（二重に重に処分したいとするその、怨念の深さを知れといういみなのだろうか?）。

ちなみに、教養部は当時⑤導入に賛成していなかったし、その当時の状況についても、またこれを再度「処分」対象として挙げることにしても、七月の教養部教授会でも、ついに確認は得られなかったことを付け加えておく。（七、一七・一八教授会へ議事録（未完）参照）

③ 四五年四月はじめにおける「移転阻止」（斗争）についてであるが、学生と行動を共にし、とあるが、組織的にも、また統合移転についての認識においても、学生とはちがっていたことは、ちよっと調べればすぐわかるはずである。われわれのそれは、統合移転が「労働合理化」であり、非常勤体制の強化であるという観点である。

非常勤労働者の斗いとは、単に、定員並みの待遇改善、や定員化要求におわるのではない、体制側が被支配者内部の矛盾をテコにたえず骨抜きはかってくる、労働者としての階級的自覚と権利の回復・確立にむけた、根底的な斗いであることに、私にあっては、やっとな移転を契機に認識ははじめたというにすぎないのである。そ

のことが、よくもわるくも行動形態に反映していたことは、言うまでもない。（…）

評議会もまた、「処分」とおして、八四三年度から八四九年度にまで一貫性をもたせようとしているわけであるが、この間の大学が歩んできた過程について、最も根底的に判断することも、批判することもできる立場からの、つまり非常勤労働者の方からの発言に、十二分に耳を傾けなければならぬであろう。（…）

④ 理学部二年生の授業（Zドイツ語理2A）について記述されていることは、全面的に、たゞ教養部の「調査報告書」の記述をひきついでいるだけであって、それは、不合理で、錯誤とあいまいにみちみちている。

言うところの「最後の時間」とは、いつなのか? 「成績評価」に費いやした時間だけでも、二月以降三〇時間前後に及んでいる。いったい「試験をやった」「やらぬ」ですまされることなのか? 結局、職務怠慢なる法律条項にひっかけようということであるが、いったい何を指して、怠慢、というのか? やりすぎ、というのならともかく、実感としても原則的に言っても、納得できがたい。

…

③ 以上でもうすでに、一言でいえば、「処分事由」のデッチ上げ策動と、内実としての思想処分（レッドパージ）との相関関係は、誰の目にも明らかであると思う。

七五年一月の状況の一端を、次に、新潟大学教職員の方々の具体的な提起を中心にまとめておきたいと思う。

その前に、一月一七日に私が評議会で発言した内容のうち、（A）

（B）の項で展開したことは除き、教養部問題として批判した点、および、すでに△要望書（S五〇・一・四）で整理・提起した、評議会に対する若干の質問事項について再度提起、説明した部分を一・一七△発言▽—△要望書▽（S五〇・一・四）の補足説明—から引用しておく。

① 私に対する「処分」問題は、決して私一人の問題ではない。あの野郎はけしからん、ということで切り棄てをはかっていくというのは、人間の人間としての存在根拠にかゝわる、「人権」の問題である。「四九年度前期総括」の中でも述べたように、それはすでにそうして、教官に対する処分の枠を突破しているのである。何年来絶えて久しかった、学生の処分が、いくつかの学部で昨秋強行されたということが、いままさに、大学全体の中からひきおこされているのである。また職員に立場に対して、どう影響を及ぼしているのかといえ、私はすでに一〇月二八日付で述べたように、今日職員の物的手段化とは、「人間の人間としての存在根拠」にいたるまで奪いつくすことに外ならず、その深刻さは想像して余りあるといえよう。

その「物的手段化」については、具体的な事実を挙げておきたいと思う。

① 私からむりやり授業をとり上げるといふことで、二年生の持ち上がりクラスの（農2B）で、私が担当からはずされ、代りの教官がすえられた。もとより「処分」問題が前提にあるから、授業は授業であってそれと関係ないというわけにはむろんいかなないので、無理が生じてくる。にもかゝらず、授業をやるのは当然だとして

無理を生じさせた上に、さらに無理をかさねる。具体的に「授業防衛」に職員——教務の職員を中心に——をむやみに狩り出す。その結果は、まさに道理がひっこんで、存在根拠にかゝって、人間をぶじょくしていくわけである。

② すでに私の問題の場合に、象徴的にあらわれてきていたのだが、ピラをはる、掲示をするといった表現行為が、所定の掲示板をつくったからといって（私の場合、それすらも当初なかったが…）それをことわりもなく、はがしてよいとして、勝手にはがすことによって、明らかに否定されていた。掲示板をつくったから、それらにはってほしいというのであれば、少くとも、表現、人間の主体的営為に対して、どれだけ尊重しようとする心構えがあるのかどうかという前提が必要である。ところが、昨年九月以降、その前提なしに、掲示板以外にはったものはがし、書かれた文字は消し去ることに狂奔した教養部が、絶えずそのために動員する職員をそのたびにどれ程疎外しているかは、明らかである。

③ 私の場合、「授業のとり上げ」がどの点からみても納得できないといふことを、文書にして教官控室に掲示したりしていたのだが、それがいけないのだと昨年六月はじめにパッとかがされた。そういうことの中に、問題を必然的に大きくしてしまいう端緒があったといえよう。

④ ほとんど教養部の職員に負担をかけてしまふ、そしてこういうことを言っていればいゝというのではない本当のいみでの深刻さを感じ痛感するのだが、しわよせを不当に一職員にかけて、まさに不可避的な出来事をひきおこしたのである。（一二月一九日）。

④ 思想処分——人間の人間としての存在根拠、人権をない

がしろにすることが、どういふことになるのか。対等な関係ではなく、上下関係でしかない現在の人間関係のひきつった状態というのは、はっきりと人権無視によってひきおこされている。見解のちがいをもちて相手の立場を認めえないような、狭い量見ではなく、ちがいをこそ大いに結構であり、意見をたゞかかわせることによって、真に相手の立場を尊重していくということではないのか、さばく—さばかれるの関係としての処分問題は、量見のせまい、人権無視の典型といえる。

〔…〕

(2) 一月二四日に評議会に対して、斉藤ハツミ氏（非常勤労働者）は、「新潟大学」・「教官」を根底的に批判しうる立場から、次のような質問事項を提起し、大衆団交を申し入れた。

① 現在どのようになっているか、定員増（教官はのぞいた事務定員増）を要求しているのか。その増員数は何によって決定しているのか。
② ④ 現在、それぞれの部局で非常勤の定員化について、部局内で一応了承されているルールのようなものがあるのかどうか。
③ ないとすれば、どうするのが一番よいと思うのか。個人としての見解でもよいかから明らかにせよ。

③ 佐藤教官に対する一連の処分過程について、この間の評議会のあり方（密室審議等々）について意見、疑問を持っている人が多数いるが、その人たちを代表して、学長並びに評議会に団交を申し入れる。

これら質問事項、申入れに整理する過程で、斉藤氏は、四五年春以来の非常勤斗争のいくつかの経験の中から次のような総括、分析

を教官たちの前に突きつけた。

諸権利は自分たちで斗い取る以外にはなかった、自分で斗い取らねばだめだ、ということ。

やはり、教官と、教官の行為、教育・研究の体制が非常勤体制の温床である、こと。

移転とは、建物だけに目をうばわれた、ガッチリと非常勤体制というものを作ってしまう、ものでしかないこと（図書館を、そして情報処理センターを見よ！）。

教官たちは、若い未婚の女性が多い非常勤をつかいて労働力として、そもそも職員を一つの働く道具として、教官が研究していくための道具として、しかみていない！！

その結果が、「佐藤処分」を含む暗い寒む寒むとした教養部にあらわれている、こと。

そして最後に斉藤氏は、（情報処理センターにおける）、教官に都合のよい人事の策動を、「佐藤処分」を、非常勤に敵対しようとしているのだとしか思えない、と、きびしく評議員を、教官を糾弾した。…（「新潟大学評議会に対する公開質問（一九七五年一月二四日）」——非常勤労働者の立場から——新潟大学情報処理センター 斉藤ハツミ 参照）

(3) 同じく一月二四日評議会に対して、野村彰氏（教養部ドイツ語教官）は、教養部教授会構成員としての立場から、およそ次のような見解を提起した。

① ……あえて訂正しないために、教務・厚生業務に多大の支障をもたらししている。…との記述があるが、一方佐藤講師は「四八

年度△成績表▽については事務上すべて完了している。」とのべている。こゝに重大な喰いちがいがあがあるが、私見によれば、先の記述は、教養部教授会内の△処分▽強行派の主張のみ依拠している。

② △処分▽強行派は、同講師の成績△不当▽表示を「ルール違反」として固定化し、△処分事由▽をつくり上げようとした。つまり、同講師は、前教養部長との「話し合い」の中で「合格」表示が「教務・厚生の業務」に支障を生じることを得ず、成績表示の「訂正」の意志を示し、その作業にとりかゝるはずであったところが△処分▽強行派は、この扱いを不満とし、あくまでも「訂正」阻止を策動した。

③ しかしながら、同講師の成績表示はけっして「ルール違反」として固定化できる性質のものではない。それは、最近数年来、同講師が「教える者」と「教えられる者」という関係において真摯に摸索してきたことの一つの表現であった。同講師が、この一連の過程を「思想処分策動」であるとして抗議するゆえんである。

④ 以上のことを次に過程を追って立証する。

四・二教授会…S教養部長より、佐藤講師に成績表示「訂正」の意志のあることが報告される。これを不満とする「懲戒勧告」が出され、部長はこれに対して「部長辞任」表明をもって応える。四・九・四・一〇連続教授会。ノ不当にも「授業とり上げ」決定。四・二三教授会。ノ「調査委員会」設置。（これは四・一〇決定の違法性を他学部から批判されて、それを合法化するための策動であった）
⑤ 「五・三〇文書」（佐藤講師の成績表示についての「指示文書」）を受理したS教養部長は、直ちに「教務係」を通して関係学部に必要な連絡をとった。これが正式な連絡であれば今日の「業務

上の支障」はいっさい存在しない筈である。ところが、S部長の意図にも反して、これが実は単なる「事務連絡」として処理されていることがあとで判明した。なぜ、正式に教養部長から学部長宛ての文書になるはずのものが「単なる」事務連絡にすり替ったのか！
—この事実経過を、ぜひ仔細に検討してもらいたい。なぜなら、このすり替えこそ、いうところの「業務上の支障」を生んでいる真の原因だからである。なお、大部分の教授会メンバーもこの間の事情をほとんど知らない。

そして野村氏は、最後に、評議員各位が「思想処分」に加担するか否かの立場を鮮明にすること、種々の疑念と批判をもつが佐藤講師を、「思想処分」の俎上にのせることには絶対に同調できない、ことを強く主張した。（「一九七五年一月二四日（金）、佐藤信行講師に関わる審査評議会における参考人（野村彰）の陳述要旨。」参照）

(4) 一月二四日評議会は、次回一月三十一日にS・Y氏（前教養部長）を「参考人」として呼ぶことを決定した。それは、私の知る限りでは、「野村先生が、事務処理がすっかり済んだのに何らかの力によって実行が阻害された」という主旨の発言をした際に、S先生に聞いたらいと云っていた」といういふ方をしたので、野村先生だけの発言かどうかをたしかめるために、いっそS先生自身にきいてみたらどうかということから」（教養部長、二月四日）、あるいは「野村君がはじめて、五・三〇文書」のことを提起したのだが、さけておると、臭いものにフタをする」と思われるだろうから」（学長、二月五日）である。

こゝでは、一月三十一日評議会における「参考人」S・Y教官の発言内容について（おそらくその一端でしかないだろうが）、二月四日教養部教授会の席上、S・Y教官自身が、部長の発言とのちがいを説明するかたちで発言したことからまとめておく。

①（参考人として出頭したのは）成績表問題についてきかれたから、こたえたまでである。

②（四月のときは）「学生との相談の上で」ではなく、なおすことを無条件にみとめた。事実「白紙」の成績表をもっていつている。そして新しい成績表を提出したら、古いのはかえずという、私との間の約束があったが、「かえしてほしくない」と何人かの「調査委員」から話しがあって、（それを私が事実上認めたらこころになって）、それで、提出がされなかった。

〔D〕 以上七五年一月の過程において、具体的に提起されてきた諸点について、また私の言う「デッチ上げ」と思想処分との関係について、いったいどのようなこたえがかえってきたのか、事実経過を追いながら、まとめていってみようと思う。

(1) 二月四日教養部教授会の席上、教養部長は、「最終的にどういう理由で「学長処分案」が採択されたのか」という質問にこたえるかたちで、次のような見解を明らかにした。

① まず、「懲戒」をもって論ずべきか否か、そして実際「懲戒」にすべきかどうかと、二つにわけて審議が行われた。検討の結果、「成績表問題」、「長期遅滞欠席」、「長期無届」ではない。」「四四年期末試験実施」のときのこと、「四五年四月移転妨害」それらは（四四年一月④導入のときははぶかれていない）、

いずれも「懲戒」にあたいすると判断された。そして全体として「懲戒」にすべきとした。

② なお、「研究室問題」については、「管理費の問題として当局が適当な対応をしなかった。自分は何ら責任ない、い、と思つたといわれたら反論できない。指摘がまちがいはないが、「懲戒」にはできない、ということでのぞかれてしまった（?!）」

③ 合計四名の陳述が行われたが、諸「籍」の「懲戒」妥当性をより強めるものであった。（?!） 斉藤んはこの問題についての陳述はなされなかった。（?!）

また「成績表問題」についてどう判断されたかについて次のように述べた。

④ 「訂正」する意志は示されたが、実際はなされなかった。三月に「訂正する」といったとき、学生の願をえたからと条件つきであった。四月に「調査委員会」ができるときに「訂正」いたしましたようにといったときも、学生の同意があればと、同様に条件がついていた。「調査委員会」は陳外要因はない。「学生の集団的恣意」、「同意」を前提としていたことが実は、この間（一・一七）三（一）か？）はじめてはつきりした。「五・三〇文書」は全員に配布された（一・三一に？）。それはすでに第一回の「検討委」で私が読み上げている。

また「調査委員会」が陳外要因ではないということについては、⑤ 調査委員長のS先生との間に、公文書に関するものは部長をおして行われねばならない、成績表は公文書であって、それ（調査資料」とすること）は拒否すると、話しをしてある。（そのことは、むろん私に対しては、一言として、一度として「明され

たことはないし、七月処分「審議」教授会に「資料」として教養部長自らが会議の席上に提出したと矛盾している。この点、評議会ではシンシヤクされた。また、S先生の発言は、評議会ですべて「条件つき」と解されたことを付け加えておく。とのべた。

(2) 二月五日、私は学長に対して、学長・評議会レベルでの、処分論議の全過程を具体的な資料の提示をもってすべて明らかにするよう、口頭で申入れた。具体的資料というのは、例えば、教養部長による「学長への具申文書」、追加文書、「教養部問題調査委員会」の提出した報告書（別紙のすべてを含む）等々である。

そのとき私は、一つの確認を、つまり、一月三十一日の評議会で教養部長が「一番はじめ六月五日に成績表を訂正するよう指示をした」という「新事実」を述べたそうであるが、たしかであるかどうかを求めたところ、学長はこたえた。

① 大事な点なので一度ならず確認を求めたが、やはり「そうだ」というこたえであった。

② それは、評議会の議事録にもなっている。

私はその場で、きっぱりと、「私が掲示物の強権的撤去・押収に抗議に行った」。六月五日の状況からして、形式的にも、内容的にも「部長による訂正指示」とは全く無縁であり、事実無根の、デッチ上げであると、言明した。

そういう重大な事実とやらが、そもそも「処分審議」のドタカン場で、そんな唐突な、一方的なこたえで（この「処分」過程にたえずつきまといていたかたちだが）、出されること自体ずいぶんおか

しい。しかも、成績表問題の処理の仕方において、教養部執行部（部長、教務委員）内部に、あいまいさのひそんでいたことが明白になったときに、一番の当事者である私のいない場で、部長自らが一方的に述べたことに、どれ程の信憑性があるのか。

なお、六月五日には、私は夕刻やと事務室で彼をつかまえることができ、その場で一教間強彼を追求したような次第であった。（A六・六文書 参照）。

(3) [略]

〔E〕 以上の過程をみるとき、私がすでに一月五日付で評議会に対し、次のように提起したことが、残念ながら、まぎれもない真実であることを、さらに新たな事態の展開をもって（色濃く、デッチ上げ―思想処分策動）、はっきりと示したとしか考えられないのである。

「新潟大学評議会」の「一二・二〇決定」とおもわれるものは「教養部」における私に対する一連の「懲戒」処分策動にのみもとづいた（S四九、一〇・一二付「行政措置要求書」等参照）、「処分事由」のデッチ上げによる、その本質としての思想処分（レッドパージ）を貫徹するところの、不法・不当な「懲戒」処分策動であると、判断せざるをえません。（S四九、一二・一八日付学長・評議員宛要望書、S五〇、一・四日付学長・評議員宛要望書等参照）

この「処分」策動に、関係（加担）してきた「新潟大学」・「評議会」・「各部局」・「教官」……から、是非ともくわしい見解をきかねばならないと、私はいま切々と思いはじめている。

〔結語〕

いまも「人権」におゝいかぶさる

暗黒の中に、人間の人間としての

一点の光りを、見出したいとするのが

私の願いであり、

ふみさるしかなかった今提訴の、

主旨である。

添付資料 〔略〕

横浜から

資料1

関東学院大学・河村解雇撤回闘争報告

関東学院大学（横浜市金沢区）の工学部助教授河村隆二氏は、七三年十月以降、大学当局の不当な解雇攻撃に対決し、横浜地裁において地位保全の仮処分を求める裁判闘争を行なうとともに、現在なお研究室を確保して学園内でのゲリラ戦を闘いぬいている。

六〇年代後半から全国の大学で闘われた学園闘争は、全共斗運動という形で大学や学問そして教育そのものに対する告発と根底的批判を展開してきたが、大学当局と国家権力は、機動隊という暴力によって、この闘いの高揚を文字通り暴力的に圧殺した。全共斗運動の告発した大学の腐敗状況はますます進行しつつある。日本帝国主義にふさわしい中教審路線は、大学においても着実に完成されつつあり、教育や学問、研究なるものも、資本の論理にもとずいて、労働力商品を生み出すための過程にますます純化されつつある。小学校から大学に至るまで、資本の要請にもとずいて、能力による選別と差別・資本に役立つ専門知識の積み込みが一貫して行なわれている。

このような状況に対応して、どこの学園においても、新たな学内

支配体制が築かれつつある。七一年、全共斗系自治会を排除する目的で体育系自治会を公認し、ガードマン常駐・機動隊導入をくり返

して学内の闘いを抑圧してきた関東学院大学当局は、七二年一月、かつて全共斗運動の高揚期にそのよき理解者をよそおっていた岡本正を学長代行（のち学長）にすえることにより、「不法行為に對する緊急処置要綱」なる極めて暴力的な弾圧規則を制定し、この「要綱」にもとずき、授業料値上げ阻止斗争に立ち上っていた四名の学生を、授業時間中屋外で演説したという理由で除籍処分にしたのである。河村氏の闘いは、このような岡本フッシュョ体制への抵抗として開始されたのである。

「不法行為に對する当面の緊急処置要綱」（以下「要綱」と略記）なるものは、かの悪名高き朴政権の政策を想起させるものであるが「暴力と破壊から大学を守る」という名目の下に、学生および教職員との闘いを強圧的におしつぶそうとするものであった。すなわち、排除すべき暴力は、「学内暴力」であり、〔…〕その具体的形態として、「1、学内において運動のためヘルメットをかぶること。2、学内において運動のためゲバ棒をもつこと。3、討論申し入れなどで、研究・授業・部活動を妨害すること。4、とくに入試・その他各種試験を妨害すること。5、授業時間中、デモ、演説を行なうこと」とを絶対に排除すると宣言している。そして、この規定に反した者は免職または除籍する、というのである。これこそまさに、国家暴力支持の下、学内に戒厳体制をしき、国家権力と大学当局に忠実な教職員と学生の部隊を作り上げ、それに反対する一切の運動を抑圧し、反対派を学園から追放し、一切の人的自由を圧殺する規則に他ならなかった。これぞまさしく学内保安処分体制であり、刑法

改悪の先行実施に他ならない。

このような「要綱」と、それにもとづく四名の学生の除籍処分に對して、河村氏の行なった授業ボイコットは、教育労働者として当然の抗議であったと同時に、岡本を頂点とする関東学院大学当局が学生と教職員を非人間的に支配し、教育・学問・研究を新たな質の矛盾の中に陰蔽していくことに対する抗議の斗争であった。

この闘いに恐怖した大学当局は、河村氏に對し教学権停止処分（教壇に立たせず、単位認定権停止、諸会議出席禁止等）、さらには一年半に及ぶ「自宅研修」処分を強行し、河村氏の切り捨てをはかったのである。このような処分と平行して学長岡本は、河村氏に對し、授業ボイコットの「自己批判」、「要綱」への絶対服従の表明をくり返し要求したが、河村氏は当然にもこの不当な要求を拒否しつづけた。そして、七三年七月、河村氏が大学当局の不当な抑圧に對する反撃の一環として、「教学権確認」訴訟を横浜地裁に提起するや、大学当局はこの裁判提訴を理由の一つとして、十月一日、河村氏を「通常解雇」したのである。〔…〕

この非人間的な「要綱」体制とそれにもとづく解雇攻撃に對し、河村氏は現在、研究室の確保による就労斗争・自主講座等を始めとする大学内部の拠点での闘いと、地位保全仮処分ならびに教学権確認の二重の裁判闘争を行なっている。

われわれ「河村氏の学園復讐斗争を支援する会」（以下「支援する会」）は、河村氏のこの闘いが、現在の情況の变革をめざす闘いとして普遍性をもっと判断したが故に、この闘いを全面的に支援する決意をしたのである。

この間の裁判闘争の中でわれわれは、河村氏が関東学院大学にお

いて思想・信条のゆえにのみ迫害され、最終的に裁判提訴に対する報復として首切られたのだということ完膚なきまでに明らかにしてきた。これに対して大学側は、河村氏を不穏な悪玉に仕立て上げあるいは「教員として不適格」などといって対抗しようとしたが、ムダであった。

だが、ブルジョア裁判に幻想をもつてはならないことは自明であり、大学内部において、また地域において、岡本「要綱」体制とそれを支える国家権力に対する闘いの構築が追求されなければならぬのはいうまでもない。現在学内では、学生が処分撤回と「要綱」撤廃にむけて闘いを進めており、河村氏は研究室確保を足場に、学内での情宣活動・自主講座を行なっていく中で闘争の深化を模索している。われわれ、「支援する会」も、力量不足のゆえにきわめて限られた形ではあるが、学内における岡本「要綱」体制糾弾の行動として、集会、デモ、学長追求行動を、これまで学生諸君とともに二回にわたって展開してきた。このような行動の中で、神戸大の松下昇氏、東理大の宮内氏をはじめとする全国の闘う教員との連帯、あるいは神奈川の地で闘う労働者、さらには救援戦線との連帯が実践的にかちとられつつある。

関東学院大学教職員組合は、河村斗争のなりゆきを傍観し、河村氏の解雇は認めないが支援もしないという態度をとり、「要綱」体制に屈服し、客観的にこれを支えてきた。しかし、一年半にわたる闘いの結果、先の組合役員選挙で、河村氏は戒厳体制下において、約二〇名の組合員の支持を獲得し、彼の解雇撤回斗争を無視できない状況が、組合内部にも生れつつある。河村氏の闘いの担う役割はきわめて大きい。

河村解雇撤回斗争は関東学院大学一個の闘いとどまることにはできない。数年前全国の大学に吹きあれた全共斗運動に対する巻きかえしとして、文部省の国家権力の指導、統制の下に、全国の大学に反動の嵐が吹きあれている。関東学院大学当局は全国の大学の中で半歩先んじているにすぎず、国家権力に対する忠実度が若干高いにすぎない。いまや全国の学園において、「大学の自治」という前近代的な衣裳はぬぎすてられ、帝国主義時代にふさわしい体制へと再編成が行なわれているのだ（筑波大学をモデルとして）。帝国主義下の大学は企業と全く同質である。われわれは、河村解雇撤回斗争を総労働対総資本の闘いの中に位置づけ、地域あるいは全国の困難な状況の中で闘っている労働者、人民との連帯を追求し、教育の帝国主義的再編を阻止し、帝国主義支配体制と真に対決しうる闘いを切りひらかねばならないと考える。われわれ「支援する会」は、河村氏の解雇撤回斗争に最後まで連帯し、勝利しぬくであらう。

一九七五年三月

河村氏の学園復帰斗争を支援する会

連絡先・東京都渋谷区一―十三―五

日本国土興業ビル内

渋谷総合法律事務所付付

又は

神奈川県厚木市緑ヶ丘四―五―一一二

河村 隆 二

資料2

上 申 書

関東学院大学教職員組合

執行委員長 滝 沢 正 樹

右の者は、右執行委員会の決定にもとずき、関東学院大学工学部助教授河村隆二氏の地位保全仮処分申請にかんし、貴裁判所が、できるだけすみやかに、仮処分決定を下されるよう、左記の論点にたつて要請いたします。

記

一、関東学院大学教職員組合は、同大学専任教職員三五四名（本年五月一日現在）中、三〇〇名（教員一〇八名、教務職員三〇名、職員一六二名）の組合員によって構成され、その結成以来十九年の歴史をもつものであります。

一、当組合は、昭和四八年九月、学校法人関東学院理事長加藤亮三氏の名による河村隆二氏にたいする解雇処分にかんし、同理事会にたいし、労使の慣行にたつて、その解雇理由についての団体交渉の申し入れ、および解雇措置の取り止め要求を行つています。当時理事会は、「組合員の身分にかんする協定」が同年三月三十一日付で解消しているという理由から団体交渉に応ぜず、ようやく開かれたただ一度の同席上でも、組合が納得できる解雇理由をしめさないまま、今日にいたるまで、本件にかんし労使物別れという状態がつづいております。

一、当組合現執行部は、本年度の運動方針のなかで、「組合員の身分にかんする協定」を一方的に破棄したうえで、一方的に行われた本件解雇は、組合としては認められないという立場から、河村隆二助教授の学園復帰をめざす活動をするをきめております。

一、河村隆二氏は、目下、扶養すべき両親と三人の子供をかかえ、主として同氏の妻河村康子氏が、精神薄弱者施設神奈川県立愛名学園で看護婦として勤務している賃金によって生活を支えております。狂気ともいえるインフレ・物価高騰のなかで、世帯主としての同氏の収入が絶たれている現在、同家族の生活が困窮のきわみにたつていることは、組合員同僚として胸をかきむしられる想いであります。

本件にかんする本訴がはかどらず、このまゝでは同氏の裁判遂行がややふきにひんする状況をかながみて、貴裁判所ができるだけすみやかに、本件仮処分申請にたいし、地位保全と賃金支払いの決定を下されるよう心から要請いたします。

昭和五〇年六月三日

関東学院大学教職員組合

執行委員長 滝 沢 正 樹

横浜市地方裁判所

第五民事部裁判長

日 野 達 蔵 殿

注 右上申書はさる六月三日の教学権本訴に先立って、裁判官室に直接手渡したものであります。

同行者は弁護士秋本・中川・中島・藍谷及び滝沢各氏と原告河村村であります。裁判長は仮処分の遅れを認めつゝなるべく早い機会に決定を出すとのことでした。

河村氏の学園復帰を支援する会

松江から

資料1

鳥根大学部落差別糾弾闘争に対する教官、学生の不当処分についての要望書

現在、全国で部落問題は国民の重大な関心事となっております。鳥根大学においても、昨年十一月末より、日本共産党による差別キャンペーン（部落解放同盟、暴力集団、利権屋集団）が大々的に繰り広げられました。これに対して心ある学生、教官は、日本共産党の中傷とフレイムアップにみちた政策的な宣伝について部落差別を全国的規模で拡大・助長するものであり部落解放運動に敵対するものと考え、その責任を追求していきました。

これに対し、日本共産党は、松江地検、警察署に五回もの告訴を行い学生、教官十一名が逮捕され、二十数名（被告訴者、総数三十八名）が取調べを受けています。こうした状況の中で、鳥根大学文理学部法学科は、独自の調査も行わず、日本共産党の要請を受け、法学科講師、鬼頭宏一氏を不正な処分（懲戒免職等）に、学生を懲戒処分（付そうとく）に付せています。戦う学生、教官を日本共産党は検察庁・警察を利用し、検察庁・警察は、日本共産党を利用し、大学当局が、それを契機として、三位一体となって処分を行おうとするものであれば、それは極めて政治的・思想的な責任を帯びる処分であるといわねばなりません。

日本共産党は第一に（社会意識として普遍的に存在する差別観念により）かき、部落解放同盟を「公正な行政」「民主的な教育」に対する「暴力的破壊者・利権屋」と誹謗し、自己を暴力一掃、議会論民主主義の「護民官」として国民に印象づけ、部落問題をすべての選挙において、集票の道具にしようとしています。第二に、告訴マニアの名にふさわしく、告訴の濫発により、司法権力、裁判所を敵正・中立であるかのごとく国民的幻想を強め、かつ告訴により自らの手を汚さず自己の反対者に刑事裁判の重荷を負わせ、刑罰でもって抑圧しようとしています。八鹿高校教育差別事件は前者の典型的な事例であり、鳥根大学における学生・教官に対する告訴、懲戒処分攻撃は後者の象徴的事例であると考えます。

私たち、呼びかけ人及び署名者は、部落解放同盟にかけられた差別、分断、抑圧を、自らのものとして、職場・地域・生活のすべての場で、部落差別を許さない立場から、検察庁、警察、日本共産党、大学当局による鬼頭宏一氏・二十数名の学生に対する不当な処分に強く抗議し反対するものであります。

呼びかけ人及び署名者、同

米子市政研代表 日本アライアンス教団牧師 鬼木五郎
元衆議院議員・社会党鳥根県本部執行委員 木村 栄

松江地方検察庁 殿

鳥根大学学長 安達一明 殿

鳥根大学文理学部学部長 近藤正三 殿

（鬼頭講師の不当逮捕についていうと、かれは七四年一月五日、八鹿高差別事件に因連して差別キャンペーンを行なった日共支持の学生を、集会で責任追求したところ、その行為が「監禁等」にあたり、二月九日に告訴され、七五年二月一日に逮捕された。法学科教員会議はかれの処分を教授会に要求し、他方、学長はかれに「注意」したといわれている。——編者注）

要 請

貴大学文理学部の鬼頭宏一氏が、被差別部落の問題と因連して「逮捕監禁」等のかどで告訴をうけ、逮捕されたというのを、わたくしたちは聞きおよんでいます。鬼頭講師はそののち釈放されたものの、なお起訴処分をうける可能性があり、また、貴大学長は、同講師にたいして「注意処分」を行なわれたとのこととす。

もとよりわたくしたちは、一連の経過の起点から現場にいわせられたわけではなく、貴大学当局がこれにたいしてどのような態度をとっておられるかについても、その詳細のすべてを承知しているわけにはありません。しかし、鬼頭講師にかかわる今回の出来事が大学に籍をおくものにとつて見すごすことのできな大きな問題をはらんでいる、とわたくしたちは考えるがゆえに、わたくしたちに判断可能なかぎり、とりあえずこの一文をお送りする次第です。

まず第一に、鬼頭講師（および学生）にたいする「告訴」そのものは、ある特定の政党が被差別部落問題にかんしてとっている政治方針の一環としてなされたものです。この政党の機関紙誌をみれば、これはだれの目にも明らかでしょう。反対意見をもつものをあ

らゆる手段で攻撃し、あまつさえ「告訴・告発」によって、警察当局にその処分をゆだねていくというやりかたは、なるほど、かりに、政党的政治方針としては理解できないものではないとしても、この背景を無視ないしは黙視したまま「実行為」のみをとりあげて「処分」をおこなうということは「大学」のとるべき態度ではない、とわたくしたちは考えます。

部落差別をはじめとする社会的・人間的差別そのものと、さらにはまたそれらの差別をなくすための運動とにたいして、どのような対しかたをするのか——これが、わたくしたち大学に籍をおくものにとっても避けることのできない重大な問題であることは、言うまでもないでしょう。鬼頭講師の言動は、こうした本質的問題とのかかわりにおいて、評価され判断されるべきではないでしょうか。ところが、貴大学当局は、「告訴」者とその要請をうけた警察当局との判断にそのまま依拠して、きわめて一方的な態度で鬼頭講師に立ちむかわれました。貴大学長は、鬼頭講師にたいして、「学生に影響力をふるった」、「集会の解散命令に従わなかった」などのおよそ理由というにはあまりに貧弱な理由で、「注意処分」を行なわれ、また、貴文理学部法学科は、同講師の勾留中にいち早く「処分要求」の申し行わせをなされた、とのこと。わたくしたちは、貴大学のこのような思考停止と形式主義とにたいして強く抗議し、これらの処置の撤回を要請するとともに、貴大学のこうした姿勢が、社会的差別をなくすための努力とはおよそ相反するものであること、そしてもしもこうした姿勢をとりつづけるなら、貴大学は客観的に政治党派や警察当局の優先機関になりかねないことについて、注意を喚起したいと思えます。

あとがき

お元気ですか。通信の前号から現在までに、またしても九カ月という時日を経過させていただきました。

そのためもあって（というより、何より編集者の事態把握能力の不足のせいですが）、収集ないし掲載できた資料はまったくとぎれとぎれのもの、問題のひろがりには比してきわめて範囲の狭いものになっていきます。とくに岡山および徳島で進行している過程の資料については、そういわざるをえません。

神戸の松下さんの「人事闘争」のついで、刑事公判では、検察側証人への尋問がこの春に始まりました。今回は小林教授の証言を公開記録から抄録しましたが、ひきつづいて堀江教授が現在、同じく検察側証人として、公判庭に登場中です。

岡山では、坂本さんが、大学による懲戒免職処分に対し、その取消請求を地裁の民事部に向けて提起しました。こうして、審理を放棄している人事院に代って、岡山地裁が、大学闘争にかかわるの教員処分の問題を、正面から取りあげざるをえなくなっています。

新潟での経過は、前号および今号の佐藤さんの文章から、よく見えてとられることと思えます。

東京理科大学の宮内さんの、裁判における前面勝訴は、前号でお伝えしたとおりですが、大学当局がかれの授業活動を無法に拒否している状況は、依然として引き続いています。

関東学院大学の河村さんの闘争では、地位保全の仮処分の地裁判決が、近く期待されているようです。

伝聞するところによれば、逮捕令状の執行のため大学講内に入ろうとした警察機動隊をまえにして、貴大学評議員諸氏は学生とともに坐りこんでこれを阻止しようとした、とのこと。おそらく、「逮捕」そのものに関しても、被逮捕者にたいする「処分」よりもずっと強い抗議の意思表示が、貴大学から警察当局にたいして当然なされていることでしょう。このように確認したうえで、さらに、わたくしたちは、もし万一これから鬼頭講師が起訴処分を受けるようなことがある場合でも、かりそめにもそれを理由ないしは契機として貴大学が鬼頭講師にたいする何らかの処分・処置を行なわれることのないよう、あらかじめ強く要請するものです。

一九七五年七月

京都大学教官有志（署名略）

島根大学学長 殿

島根大学評議会 殿

島根大学文理学部長 殿

島根大学では、新しいかたちの問題が生じています。ここに載せた資料は大いに不十分ですけれども、等質の問題は皆様の身辺にも起こりえますし、この問題に関心をもちたれるかたは多いでしょう。より詳しい資料は、松江市菅田町三二〇、鬼頭玄一気付、松江支援センター（〒691）八五二二三（三七八）へ発行の「松江支援通信」に掲載しています。連絡をとられれば、まだ入手できるかもしれません。

次号は、できれば年内に発行したい、と考えています。

皆様からの通信を、また編集者にたいする批判と提言を、期待します。

どうかお元気で。

(N)